資源循環課（福島地方環境事務所を除く。）
環境対策課（福島地方環境事務所を除く。）
放射能汚染対策課（関東地方環境事務所に限る。）
国立公園課（福島地方環境事務所を除く。）
野生生物課（福島地方環境事務所を除く。）
自然環境整備課（福島地方環境事務所を除く。）

2　前項に掲げる室及び課のほか、地方環境事務所に統括環境保全企画官、脱炭素企画官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、動物愛護専門官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、外来生物企画官、世界自然遺産専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、世界自然遺産調整専門官、離島希少種保全専門官、利用拠点再生専門官、滞在環境整備専門官、地熱発電等調整専門官、首席自然保護官、自然保護官及び国立公園管理官を置く（統括環境保全企画官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、生物多様性保全企画官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、自然保護官及び国立公園管理官については福島地方環境事務所を除き、脱炭素企画官については中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、自然再生企画官については北海道地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、動物愛護専門官については近畿地方環境事務所に限り、国立公園企画官、野生生物企画官及び自然環境整備企画官については北海道地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、外来生物企画官については関東地方環境事務所、中部地方環境事務所及び近畿地方環境事務所に限り、世界自然遺産専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、外客受入施設専門官については中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産調整専門官及び離島希少種保全専門官については関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、利用拠点再生専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、地熱発電等調整専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、首席自然保護官については東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限る。）。

（地域脱炭素創生室の所掌事務）

第八条　地域脱炭素創生室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方環境事務所の所掌事務に係る地域における脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「温暖化対策推進法」という。）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。次号において同じ。）の実現に関する事務の総括に関すること。

二　地域における脱炭素社会の実現に向けた国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の連携の促進に関すること。

三　地球温暖化対策推進法第二十二条第三項に基づく助言、資料の提供その他の協力及び同法第二十二条の十二に基づく情報提供、助言その他の援助に関すること。

第九条　（略）

資源循環課（福島地方環境事務所を除く。）
環境対策課（福島地方環境事務所を除く。）
放射能汚染対策課（関東地方環境事務所に限る。）
国立公園課（福島地方環境事務所を除く。）
野生生物課（福島地方環境事務所を除く。）
自然環境整備課（福島地方環境事務所を除く。）

2　前項に掲げる課のほか、地方環境事務所に統括環境保全企画官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、動物愛護専門官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、世界自然遺産専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、世界自然遺産調整専門官、離島希少種保全専門官、利用拠点再生専門官、用地保全専門官、滞在環境整備専門官、首席自然保護官、自然保護官及び国立公園管理官を置く（統括環境保全企画官については関東地方環境事務所に限り、統括自然保護企画官、国立公園調整官、生物多様性保全企画官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、自然保護官及び国立公園管理官については福島地方環境事務所を除き、自然再生企画官については、北海道地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、動物愛護専門官については関東地方環境事務所及び近畿地方環境事務所に限り、国立公園企画官、野生生物企画官及び自然環境整備企画官については北海道地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、外客受入施設専門官については、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産調整専門官及び離島希少種保全専門官については、北海道地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、利用拠点再生専門官については、九州地方環境事務所に限り、用地保全専門官については、北海道地方環境事務所及び東北地方環境事務所に限り、滞在環境整備専門官については、北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、首席自然保護官については、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限る。）。

（新規）

第八条　（略）